

「(仮称) 広島県建設産業ビジョン2026」策定支援業務仕様書

この仕様書は、『(仮称) 広島県建設産業ビジョン2026』策定支援業務」に適用する。

1 業務の目的

本県では、「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン」が目指す将来像を社会資本分野で実現するための基本計画である「社会資本未来プラン」の関連計画の一つとして、当該プランに掲げる施策を計画的に推進するため、社会資本整備の担い手を確保・育成することを目的として、令和3年3月に「広島県建設産業ビジョン2021」を策定した。

本業務は、「広島県建設産業ビジョン2021」の計画期間が令和7年度で満了することに伴い、新たに策定する「(仮称) 広島県建設産業ビジョン2026」の策定業務を円滑かつ効率的に進めるための支援を行うことを目的とする。

2 業務内容

(1) 「(仮称) 広島県建設産業ビジョン2026」骨子案及び素案の作成

国の施策の動向、「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書（以下「報告書」という。）の内容、発注者から提供する「広島県建設産業ビジョン2021」の成果・課題の整理結果並びに広島県の「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン」及び「社会資本未来プラン」の策定状況（次期計画の検討状況を含む。）等を踏まえ、発注者と協議をしながら「(仮称) 広島県建設産業ビジョン2026」の骨子案及び素案を作成する（編集、レイアウト・デザイン・図などを含む）。

なお、「広島県建設産業ビジョン2021」及び報告書に係る電子データ（統計等の元データを含む。）については、発注者から提供する。

また、具体的な取組内容に係る本文（「広島県建設産業ビジョン2021」の第3章に当たる部分のテキスト）については、発注者が主体となって作成する。

(2) 「(仮称) 広島県建設産業ビジョン2026」資料編の作成

「(仮称) 広島県建設産業ビジョン2026」の資料編を次の方針により作成する（編集、レイアウト・デザイン・図などを含む）。

ア 基本的に、報告書の第1部及び第3部第2章の内容を引用しつつ、時点更新可能なものは最新データに更新

イ 報告書の掲載データのうち、事務所単位で比較されているものについては、中山間地域（全域が中山間地域である10市町（府中市、三次市、庄原市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町）をいう。以下同じ。）のデータを追加

ウ 報告書の第1部第3章「5. 建設企業の経営状況」については、中山間地域のデータ及び土木一式工事の格付別の比較データを追加

エ 「広島県建設産業ビジョン2021」の資料編に掲載されている次のデータについては、時点更新し、適宜の位置に追加

2-2	公共事業関係予算の推移（土木建築局関係当初予算）・・・	4
2-4	元請完成工事高に占める維持修繕比率の推移（全国）・・・	5
4-4	資本階層別許可数の推移（広島県）・・・・・・・・・・	11
4-5	業種別許可数の推移（広島県）・・・・・・・・・・	12
4-7	許可業者資本階層別構成比（広島県）・・・・・・・・・・	13
8-1	建設産業新規求人数（広島県）・・・・・・・・・・	36
8-4	新規高等学校卒業就職者の産業別離職状況（全国）・・・	37
8-5	建設産業入職者の職歴状況（全国）・・・・・・・・・・	38
9-1	常用労働者1人平均月間労働時間（広島県）・・・・・・・・	39
9-2	産業別死亡災害発生状況・・・・・・・・・・	39
9-3	建設産業の倒産状況（広島県）・・・・・・・・・・	40

オ 上記アからエまでのほか、「(仮称) 広島県建設産業ビジョン2026」の策定に当たり、現状把握、課題分析及び取組の方向性の検討等を行うために必要なデータの収集及び図などの作成等について、発注者と協議をしながら作成

3 成果品

上記2(1)の成果品は、以下に示すとおりとする。

- ・ 電子媒体 2部
- ・ 紙媒体 1部（簡易製本）

4 打合せ協議

業務の打合せ・協議（オンライン可）は、業務着手時、業務完了時及び業務の途中で必要に応じて適宜実施する。

5 履行期限

本業務の履行期限は、契約日から令和8年3月31日とする。

ただし、上記2のうち、(1)の骨子案については令和7年8月31日までに、(1)の素案及び(2)の資料編については令和7年10月31日までに、一旦、作成したデータを発注者に提出し、データ提出後も修正・追加等の対応を行うこと。